

## 最近の個人所得税の主な税制改正とその影響額

平成 17 年 3 月 9 日 平井英長税理士事務所

最近の税制改正における個人所得税の影響額についてまとめましたのでご参考にして下さい。

改正内容	適用開始年と課税所得金額の増加額			対象となる人	増税額の目安(注)		
					課税所得金額 (確定申告書B第一表の26)		
	16年	17年	18年		300万円	500万円	900万円
配偶者特別控除(38万円)の原則廃止	所得税 38万円	住民税 33万円		配偶者の所得が38万円以下の人 本人の合計所得金額が1000万円超の人は元々適用がありません。なお、配偶者控除は今までどおりで適用可です。	5.8万円	8.8千円	増税なし
老年者控除(50万円)の廃止		所得税 50万円	住民税 48万円	納税者本人の年令が65歳以上の人 合計所得金額が1000万円超の人は元々適用がありませんので影響ありません。 寡婦又は寡夫は寡婦(寡夫)控除(38万円)が復活します。	8.1万円	12.1万円	増税なし
公的年金控除の縮小(65歳以上、最低140万円から120万円へ)		所得税 20万円以上	住民税 20万円以上	納税者本人の年令が65歳以上で公的年金の受給額が年120万円以上の人	最低 3.3万円	最低 4.9万円	最低 8.6万円
青色申告特別控除の45万円控除を廃止し、10万円または65万円控除の何れかを選択		所得税 35万円	住民税 35万円	事業的規模の事業で、決算時に簡易的な方法により貸借対照表を作成し、45万円の青色申告特別控除の適用を受けていた人が10万円の青色申告控除を選択した場合	5.8万円	8.6万円	15.1万円
土地等を譲渡した場合(長期)の税率が下がりました。 25% == > 20% また、長期譲渡の100万円特別控除が廃止されました。	所得税 住民税			所有期間5年超の土地等を譲渡した場合			
土地等を譲渡した場合(短期)の税率が下がりました。 最低52% == > 39%	所得税 住民税			所有期間5年以下の土地等を譲渡した場合			
住宅ローン減税制度は、段階的に控除率等が引下げになり20年まで存続することになりました。		所得税		住宅ローンにより一定の住宅を取得または増改築をした場合			

(注)増税額の目安は、特別減税(20%)を適用後の金額です。なお、平成18年以降特別減税が半減される予定です。